

野村の証券取引約款
個人のお客様用

野

【最良執行方針】

1. 対象となる有価証券

この最良執行方針は、金融商品取引法の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針及び方法を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等こりりりり口戻戻

～ 目次 ～

野村の証券取引約款（個人のお客様用）(1 ~ 27頁)

第1章 基本約款 (1 ~ 11頁)

　　第1節 総 則 (1 ~ 3頁)

　　第2節 契約締結の条件等 (3 ~ 5頁)

　　第3節 解 約 (5 ~ 6頁)

　　第4節 変更・喪失 (6 ~ 7頁)

　　第5節 注文の受託および執行 (7 ~ 8頁)

　　第6節 報告・連絡 (8頁)

野村の証券取引約款（個人のお客様用）

第1章 基本約款

第1節 総 則

第1条（約款の趣旨）

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」（以下、「この約款」といいます）は、個人のお客様と野村證券株式会社（以下、「当社」といいます）の間における、各サービスおよび取引等の内容および権利義務（以下、併せて「取引内容」とい

います。

第4条（証券総合サービス）

発生する手数料等についてはお客様が負担するものとします。

お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
お客様へのサービス提供を停止する措置

第33条（公示催告等の調査の免除）

保護預り証券に係る公示催告の申立て、除権判決の確定および喪失登録等についての調査およびご通知はいたしません。

第34条（米国税務当局への情報提供に係る同意）

お客様は、お客様がアメリカ合衆国（以下、この条において「米国」といいます）の税法上の米国人（米国市民または米国居住者をいいます）に該当する場合（その可能性があると判断される場合を含みます）には、次の事項に同意するも

第6条（分離適格振替国債の元利分離等）

お客様が振替法93条3項に規定する財務大臣が定める要件に該当する場合は、保護預り口座に記帳されている分離適

売買注文を受付ける銘柄は、当社が別に定めます。

売買注文のうち、売付の注文を受付ける数量は、当該銘柄のうち、お客様が当社に設定した口座において管理されている数量の範囲内で当社が定めるものとし、買付の注文を受付ける数量は、当社が別に定めるものとします。

本サービスにおいて金銭の引出請求を受付ける金額の上限は、当社が別に定めます。

本サービスにおいて提供する証券投資情報等は、当社が別に定めます。

本サービスを利用できる期間および時間帯は、当社が別に定めます。

第2条（サービス提供の前提）

本サービスを利用する旨の申込みを受けた場合は、ログインパスワードおよび取引パスワードを、届出ていただいている住所宛の郵送物で通知します。

本サービスを利用する場合は、当社の定める画面を通じてログインパスワードおよび取引パスワードを入力する必要があります。ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、当社の定める取引または手続きを行う場合、ログインパスワード

第8条（注文執行の停止）

行われない場合は、議決権は行使されないものとします。

にかかわらず、決済会社が当該決済会社管理株式等に係る議決権（外国株預託証券にあっては原株式に係る議決権と読み替えます。以下同じです）を行使できない場合は、お客様が株式事務取扱機関に所定の書類を提出し、これを決済

とします。

第11条（第三者への情報提供に関する同意）

お客様は、次に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客様の情報（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要なものに限ります）が提供されることがあることに同意するものとします。

定期払込みの払込みは、当社の定める方法で当社に通知することによって休止することができます。
前項によって休止した払込みは、当社の定める方法で当社に通知することによって再開することができます。

第3条（買付の方法）

【外国証券取引の留意点について】

外国証券取引を行う際には、次の点にご留意ください。

外国証券取引口座約款について

外国証券の受渡、決済、保管などは、外国証券取引口座約款の定めによって行われますので、約款の記載内容をよくお読みください。

企業内容等の開示について

外国証券については、外国投資証券等、外国投資信託受益証券等および我が国の金融商品取引所に上場されている外国株式等を除き、我が国の金融商品取引法による企業内容等の開示が行われておりませんので、ご留意ください。

なお、発行会社から送られてきた通知書および各国の基準に基づいた年次報告書などの資料は、3年間（海外CDお

特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および
上場株式配当等受領委任に関する約款（特定口座約款）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が野村證券株式会社（以下、「当社」といいます）に設定する特

当社の特定口座に移管するもの（同一銘柄のうち、一部を移管する場合は除きます）

特定信用取引等勘定で管理される信用取引等によって買付けた後、当該買付に係る借入金を返済し、直ちに特定勘定に組入れるもの

贈与、遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます）または相続（限定承認に係るものを除きます）によって取得したもので、当該贈与もしくは遺贈をした者、または当該相続に係る被相続人が当社または他の金融商品取引

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

- 以外の上場株式等で、法令により受入れが認められるもの
- 2 累積投資勘定に受入れる前項 の上場株式等の取得対価の額の合計額は、40万円を超えないものとします。
- 3 第1項にかかわらず、当社が定めるところにより、累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。

(非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れる配当等の範囲等)

- 第6条 非課税管理勘定または累積投資勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。
- 2 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定または累積投資勘定に受入れないものがあります。

(譲渡の方法)

- 第7条 非課税口座内の上場株式等の譲渡は、当社への売委託もしくは売付、または当社を通じて単元未満株式を発行会社に買取請求する方法その他法令に定める方法によって行うものとします。

(手数料)

- 第8条 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等(第2条第2項 の公募投資信託に限ります)の買付および換金については、手数料はいただけません。
- 2 非課税累積投資に係る積立契約に基づく上場株式等の買付に係る当該上場株式等の管理については、手数料はいただけません。

(非課税口座内の上場株式等の払出しに関する通知)

- 第9条 非課税口座内の上場株式等を払出した場合は、その上場株式等について、法令に則り、払出し時の金額および数、その払出し事由およびその事由が生じた日等を、書面または情報通信技術を利用する方法で通知します。

(非課税管理勘定の終了)

- 第10条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に終了します。
- 2 前項により非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定で管理されていた上場株式等は、お客様の申出がない場合非課税口座以外の口座に移管します。

(累積投資勘定の終了)

- 第10条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日の属する年の1月1日から20年を経過する日に終了します。
- 2 前項により累積投資勘定が終了した場合、当該累積投資勘定で管理されていた上場株式等は、非課税口座以外の口座に移管します。

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第11条 当社は、お客様から提出を受けた非課税口座開設届出書(非課税口座開設届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所について、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に法令に定める方法で確認いたします。

- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該

更版係多難調査図褐筆書様が憲勅長翁調査請書賜賜奏請権 春輪 諸矢 謹并 吉平 基郷 魚飼兼也等御鑑定平子谷福安田屋春江景徳院 勇道

未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が野村證券株式会社（以下、「当社」といいます）に設定する未成年者口座および課税未成年者口座（それぞれ租税特別措置法第37条の14の2第5項に規定する同名の口座をいいます）に関する事項を定めるものです。
- 2 お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項は、この約款に定めがある場合

(廃止・解約事由)

第12条

【新規に発行される日本国債の発行日前の売買について】

お客様が、新規に発行される日本国債の発行日前の売買（「国債の発行日前取引」といいます）をなさる場合には、以下の点について十分ご留意ください。

国債の発行日前取引の内容について

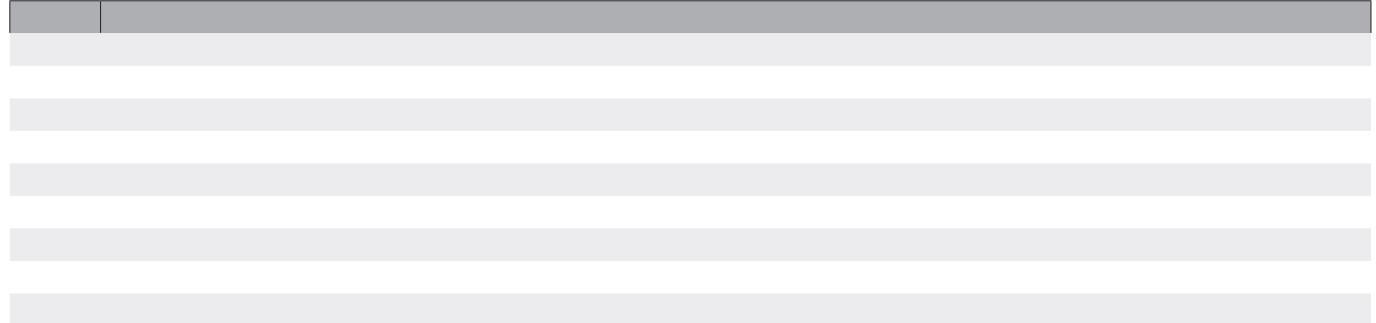
国債の発行日前取引は、当該国債が「当初予定された発行日に発行されること」を条件として発行日前に約定し、当

【野村カードの取扱いについての注意点】

格付記号のご説明（ご参考）

日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ（Moody's）、格付投資情報センター（R&I）、スタンダード＆プアーズ（S&P）における長期債の格付記号の説明を掲載しております。
(2014年12月時点)

【日本格付研究所（JCR）】



【スタンダード&プアーズ（S&P）】

内部者登録について

お客様が、いずれかの上場会社について下の表に掲げる対象者（以下、内部者といいます）に該当する場合、日本証券業協会の規則に基づき、その旨の登録（以下、内部者登録といいます）をさせていただきます。

【メールサービスのご利用について】

弊社のメールサービスのご利用にあたり、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

弊社では、パソコン・携帯電話等から所定の手続きに従ってお客様にご登録いただいたメールアドレスに、弊社からのご案内やお知らせ等の各種メールを配信いたします。

メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されると、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。

【反社会的勢力でないことならびに

